

建設発生土の受入れの公募について

岡山県備前県民局が発注する一級河川千町川の広域河川改修事業として実施する工事で発生する建設発生土の受入れについて、次のとおり公募する。

令和 7年 4月 25日

岡山県備前県民局長 善勝 史

1 公募の理由

岡山県備前県民局が発注する一級河川千町川の広域河川改修事業として実施する工事において、建設発生土が約 2,000m³発生する予定である。

通常、建設発生土は、現場内利用及び公共工事間流用により有効利用を図っているが、下記発生場所近隣に指定処分先となる公的な処分場がなく、工事の円滑な実施に支障があるため、窪地の埋立及び低地のかさ上げ等を目的に土地の形質変更を行う民間所有地等を建設発生土の受入先として公募する。

2 建設発生土の概要

(1) 発生場所 備前県民局管内において岡山県備前県民局が発注する一級河川千町川の広域河川改修事業として実施する工事の箇所

(2) 発生土量及び土質

第二種改良土 (qc=800kN/m² 以上) 約 2,000m³

3 応募資格

(1) 応募者の要件

令和7年6月から令和7年7月までの期間に、備前県民局管内において、建設発生土を受入れ可能な土地を所有し、又は賃借権その他の権利を有していること。

なお、所有権を有していない場合は、建設発生土の受入れについて、当該土地の所有者の同意が必要である。

(2) 建設発生土の受入地の要件

ア 受入先の所在地が備前県民局管内であり、海上輸送を必要としないこと。

イ 建設発生土の受入先の埋立及び盛土等の面積が1,000m²以上の規模であり、かつ、令和7年5月23日までに関係法令等の許認可を受け、又は受ける見込みがあり、土地の形質の変更が可能な土地であること。

ウ 受入土量が1,000m³以上であること。

エ 建設発生土の発生場所から受入地までの経路について、ダンプトラック（積載量10t）が周辺の環境及び他の交通等に影響を及ぼすことなく、安全に通行できる幅員等が確保されていること。

(3) 建設発生土の受入れ要件

ア 建設発生土の売却又は転用を目的とした受入れではないこと。

- イ 建設発生土の積込を完了した後の管理は、応募者の責任において実施すること。
- ウ 建設発生土の積込、運搬、荷下ろしに要する費用は、応募者が負担すること。
- エ 建設発生土の受入地の造成（敷均し、転圧及び構造物設置等）等に要する費用は、応募者が負担すること。
- オ 建設発生土の積込箇所、積込箇所周辺の運搬経路、運搬時期及び運搬時間は、岡山県備前県民局が指定する。
- カ 建設発生土について、応募者は分別作業、曝気作業、土質改良及び小運搬等の実施又は費用負担を本県に求めないこと。
- キ 受入れを希望する建設発生土（２（２））は、最大受入希望土量であり、実際の建設発生土が最大受入希望土量に満たなかった場合であっても受入れが可能であること。

4 応募手続

応募者は、次の（１）から（７）までの書類（以下「申込書等」という。）を１部提出すること。

なお、提出された書類は返却しない。

- （１）建設発生土受入希望申込書（様式１）
- （２）受入地において土地の形質変更を行うことについて法令等による許認可を受けたことを証明する許可書等の写し（許認可見込みの場合は、許認可を受けた後直ちに提出すること。ただし、許認可の日が令和７年５月２３日までのものに限る。）
- （３）受入地の図面（位置図、平面図、横断面図を明示した図面等）
- （４）受入地の現況写真（受入地の全景、建設発生土の荷下ろし場所及び進入路等）
- （５）受入地の所有（借地）状況資料（地籍図及び土地登記簿謄本、応募者が土地所有者でない場合は借地契約書等の写し及び土地所有者の同意書）
- （６）受入れに係る誓約書（様式２）
- （７）暴力団排除に係る誓約書（様式３）

5 申込書等の提出先、提出期限、受付時間及び提出方法

- （１）提出先 岡山県岡山市北区弓之町６－１
岡山県備前県民局建設部工務第二課第一班
電話：０８６－２３３－９８４２
- （２）提出期限 令和７年５月２３日（金）１７時まで
- （３）受付時間 ９時から１７時まで（ただし、閉庁日（土日祝日等）を除く。）
- （４）提出方法 持参に限る。

6 受入先の選定

- （１）建設発生土受入先の調査及び確認
岡山県備前県民局が、建設発生土受入地の土地の形状、周辺状況、運搬経路、運搬距離、受入れに要する費用、関係法令等の調査及び確認のため、応募者との現地立会を行う。

(2) 建設発生土受入先の選考

建設発生土受入先の調査及び確認の結果、近隣の公共残土処分場の運用状況等も踏まえ、岡山県備前県民局が建設発生土受入先の選考を行い、その結果について、令和7年6月初旬頃までに応募者に通知する。

7 その他の留意事項

- (1) 建設発生土受入先の選考結果通知後、工事内容の変更や他の公共工事への流用等により、建設発生土の必要量を確保できない場合がある。
- (2) 公募により複数の受入先を選定した場合は、建設発生土の必要量を確保できない場合がある。
- (3) 建設発生土の運搬等について、苦情等が発生しないよう、応募者の責任において地域住民への対応を行うこと。
- (4) 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、受け入れた建設発生土を利用することはできない。このような行為が発覚した場合は、建設発生土の搬出を即刻中止させるとともに、警察等関係機関に通報する。
- (5) その他、公募条件を満たさなくなった場合は、搬出を中止させる。